

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 2 年 6 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 6 回定例総会議事録

署名委員 肥後 安美

署名委員 榮 清安

奄美市農業委員会第6回定例総会議事録

1. 招集日時 令和2年6月25日(木) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 竹山 和幸 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

6月定例会

農地利用状況調査について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第34号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(編入・除外)
- 議案第35号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の
合意解約の決定につて
- 議案第36号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
- 議案第37号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の
合意解約の決定について
- 議案第38号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。
これから、令和2年第6回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、3番 肥後 委員と4番 榮 委員のお二人
を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第32号から38号までの7件を予
定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしまし
た。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とい
たします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

2 ページをお開き下さい。

議案第32号の3条許可申請について、NO. 16は、譲渡人が所有する6筆で3211㎡の土地の所有権移転となります。交換分合による農地の集約が目的であると考えられます。

11 ページをお開き下さい。

NO. 17は、譲渡人が所有する4筆で3096㎡の土地の所有権移転となります。交換分合による農地の集約が目的であると考えられます。

21 ページをお開き下さい。

NO. 18については、譲渡人が所有する3筆で4774㎡の土地になります。兄弟間の贈与での所有権移転となります。

取得地にはサトウキビを植栽し、面積拡大を図る目的でございます。労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しておると考えられます。

いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

11番

(中山委員)

農地法第3条の規定によるNo. 16、17について、調査報告をいたします。

6月20日10時30分に受け人並びに渡し人に直接お会いして話を聞くことができました。

No. 16の受け人No. 17の渡し人は同一でございます。受け人並びに渡し人は兄弟関係にあり、弟が造成した土地と、これまで耕作していたお互いの農地が入り乱れて登記されていたので、6筆で約3200㎡と、4筆の約3000㎡を交換することで話し合いがついたとのこととあります。

No. 16の渡し人と、No. 17の受け人は同一でございます。息子さんが50代であり、これからもサトウキビ生産を継続していきたいとの

ことであります。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

10番

(泉委員)

議案第32号のNo.16、17については、受け人、渡し人が一緒ですのでまとめて調査報告をいたします。

6月22日8時50分に本人にお会いしました。この土地は父が兄弟に相続していましたが土地自体の地番が細かく分かれていて同じところに、1か所にあるのではなく離れ離れになっており、それをまとめるための申請であると聞きましたので許可をお願いしたいとの事でした。

土地につきましては6月22日14時に受け人、渡し人立会いの下、現地調査を行いました。現地はサトウキビが栽培されています。今後もサトウキビ栽培をされるという事でした。申請地は一種農地でもあり周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。

農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。よろしく申し上げます。

15番

(土浜委員)

農地法第3条によるNo.18について調査報告をいたします。

受け人に6月21日午後4時ごろ自宅で話を聞きました。申請地は兄の名義になっているが、以前から受け人が耕作しており問題ないと思います。

渡し人について、6月21日午後4時30分ごろ渡し人と会い話を聞きました。親からも言われていたので弟と話し合っって今回の申請することにしたとの事でした。記載内容にも間違いはないとの事でした。

土地について、6月21日午後5時ごろ現地を見に行きました。

申請地は現在サトウキビが栽培されておりました。周辺農地もサトウキビが栽培されておりました。

農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

8 番

(前田委員)

議案第 3 2 号農地法第 3 条の許可申請書の No. 1 8 について 6 月 2 1 日午後 4 時 2 0 分から土地の調査をしました。

土地は 3 筆ですが私は 2 筆を調査しました。

まず、1 か所目は一部担当ハウスがありますが春植えのサトウキビが栽培されており管理は良好でした。 次の 1 筆は夏植えのサトウキビが栽培されていました。

農地法第 3 条の調査書については第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様への審議方よろしくお願いいたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第 3 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第 4

議案第 3 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

3 4 ページをお開き下さい。

議案第 3 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の NO. 1 6 につきましては、渡し人の所有する土地、9 9 1 m²を受人が貸別荘を建設するため譲

り受けたいという事で、贈与による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所市役所から南東に約5kmに位置しており、周囲は山林に囲まれ農地の広がり10ha未満(約1.5ha)の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地の「その他の農地」に該当します。

42ページをお開き下さい。

NO.17につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で684㎡を受人が貸家、貸駐車場として利用をするため譲り受けたいという事で、使用貸借権設定でございます。

申請地は都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上2件でございます。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

2番

(中棚委員)

農地法第5条の許可申請No.16号、所有権移転の親子間の贈与について報告します。この案件は4月の定例会で農振除外の案件でありましたが、今回住宅建設で再度申請があり、5月23日午後6時30分に譲受人さんの自宅にて書類の中身の確認をいたしました。

譲受人は書類のとおりでありますので農業委員会の審議をよろしく願いますとの事でした。

同日併せて譲渡人も同居していますので、父にあたる譲渡人にも確認を行いました。書類の内容のとおりですとの事、よろしく願いますとの事でした。以上報告終わります。

8番

(前田委員)

第5条の許可申請No.16について、6月21日午後5時ごろ土地について調査しました。この土地につきましては4月の総会の議案第21号、農振整備計画変更申請に伴う意見書の提出について審議された案件です。

この時も土地について調査報告しましたが、平成29年までサトウキビ

が収穫されたとの事です。4月の調査の状態からそのままの状況でございます。事前着工などはされておりませんでした。委員の皆様の審議方よろしくをお願いいたします。

7番

(前山委員)

農地法第5条のNo.17について調査報告をいたします。

受け人、渡し人は親子でございます。

6月20日に受け人、渡し人の自宅で本人と面談しまして確認いたしました。申請地は都市計画区内にある農地で、以前はお父さんがパッションとか作っていましたが、現在はススキが生えて遊休農地になっております。使用借り人は自営業をされていましたが、現在は無職という事でございます。申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願い致しますとの事でございます。以上です。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番

(肥後委員)

No.16の農振除外の通知はきていますか。

農林水
産課

(久保田係長)

農振解除につきましては、大島支庁との変更協議も終わりました、これから最終の広告に入ります。7月1日付で最終報告をして正式に農振除外があるのは7月1日です。現時点で確実に外れる見込みがあるので5条申請もしてもいいという事でこちらのほうから連絡しています。以上です。

議長

(吉会長)

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

	<p>(「全員」 挙手あり)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 3 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第 5</p> <p>議案第 3 4 号奄美農業振興地域整備計画の変更 (編入・除外) について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>5 5 ページをお開き下さい。</p> <p>土地は住用町になります。3 筆で 7 4 9 1 m²でございます。</p> <p>編入理由につきましては果樹経営支援対策事業活用のための農振地域編入でございます。</p> <p>6 2 ページをお開き下さい。</p> <p>土地の所在は笠利町になります。1 筆で 1 1 5 7 m²でございます。</p> <p>編入理由につきましては果樹経営支援対策事業活用のための農振地域編入でございます。</p> <p>7 0 ページをお開き下さい。倉庫、車庫、駐車場として使用したいということで除外申請になります。</p> <p>土地の所在は名瀬になります。1 筆で 8 7 3 m²でございます。</p> <p>8 4 ページをお開き下さい。駐車場として使用したいということで除外申請になります</p> <p>土地の所在は笠利町になります。 1 筆で 2 8 1 m²でございます。</p> <p>農林水産課の方から補足をお願いしたいと思います。</p>
農林水産課	<p>(久保田係長)</p> <p>まず No. 5、6 とともに果樹対策支援事業を導入したいという事での編入希望でございます。No. 5 は川を渡って園地に行くような形になっております。何度か見に</p>

行ったのですが水流が多くて園の中には入っていません。外からの確認と航空写真からの確認になります。果樹園をやっていることについては間違いはないと思っております。事業の担当者を含めて話をしたところ、樹園地一帯をもって申請を受け付ける方向性という事でした。

No.6については、新しい農道沿い位置しており、これからも永続的に営農が図られるという事で、編入の方向性で受け付けております。

次にNo.7です。トンネルの入り口に位置しており、すでに除外前の現況は資材置き場になっております。数十年前からこの状況という事で、国道沿いになり近隣の利用状況も含めて除外等につきましてやむを得ないと判断しております。

No.8です。現況は畑になっておりますが、生産性のない土地でございます。利用につきましては、近くに宿泊施設を建て、その従業員及びお客様の駐車場の整備をしたいという事での申請でございます。以上で補足説明を終わります。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次申請人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

1 1 番

(中山委員)

農振地域編入の意見書について調査報告します。

6月20日10時に申請人に直接お会いして話を聞くことができました。

これまでは同農地約7500㎡は農振除外地で果樹を栽培していましたが、今回果樹栽培支援対策事業を導入するために、農振地域に編入してタンカン栽培を継続していきたいとの事であります。委員の皆さんのご審議をよろしく願います。

4 番

(榮委員)

農振編入に係る議案第34号No.5の土地について調査報告します。

6月23日、午後12時に現地に出向きました。連日の雨にて川の水量が思ったより多く川を渡っての調査は断念せざるを得ない状況でしたので、国道からの目視にて報告させていただきます。

北側の部分はおそらくタンカンの樹々と思われそうですが上手に管理された樹園地と見受けられました。南側の部分がユスの木々が茂り防風林の役割を果たしているようにも見えましたが、その内側の状況が把握できず確認できませんでした。そのため後日航空写真を入手後確認しましたところ、この南側部分に果樹支援事

業の導入が計画されているのでであろうと判断いたしました。現場写真を回します
ので参考にされてください。以上です。

7 番

(前山委員)

農振編入のNo.6 について調査報告します。

6月24日の夕方5時ごろ本人宅に行きまして調査をいたしました。

申請人は市外でレストランを経営しておりますが、今回事業を活用してタンカ
ンを植栽するため、編入申請をしたそうです。申請内容に間違いがないという事
でよろしくお願ひしますという事でございます。以上です。

15 番

(土浜委員)

農業振興整備計画変更申請、編入No.6 の土地について報告いたします。

6月21日午後2時ごろ現地を見に行きました。資料の69ページをご覧ください。
申請地は現在、ドラゴンフルーツが植えられており、あまり手入れはされ
ていないようです。周辺農地はサトウキビが栽培されておりました。

1 番

(岸田委員)

農振整備計画の変更、除外についての調査報告をいたします。

申出人から申請のあったNo.7 について調査を行いました。

6月25日午前7時30分、申請人が入院中であつたため長男の方に連絡し調
査を行いました。

申し出書の内容は、使用者の方に資材置き場として貸している場所ですが、使
用人から倉庫・車庫・駐車場を建築整備したいとの申し出があり、農地から原野
等の地目変更をしたいため、今回の除外申請に至つたとの事でした。

また、土地についてはトンネル建設時の国道変更に伴う道路新設工事のため、
大きな石交じりの土で嵩上げをしており農地利用は困難な地域でもあります。
委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

15 番

(土浜委員)

農業振興整備計画変更申請、除外No.8 の土地について報告いたします。

6月21日午後2時30分ごろ申請人の自宅で話を聞きました。近くで宿泊施
設を建設する予定であるが、駐車場が必要なので土地を売ってほしいと言われ、
農地に向かない土地なので、売ることにしたとの事でした。記載内容には間違い
ないとの事でした。

	<p>次に土地について6月21日午後3時ごろ申請人の案内で現地を見に行きました。申請地は現在、少し草が生えている状況で畑の隅に十数本のバナナが植えられていました。道路の反対側は谷になっていました。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。</p>
12番	<p>(吉会長)</p> <p>他に質疑ございませんか。</p>
農林水産課	<p>(寺師委員)</p> <p>No.5の変更申し出が出ていますが、タンカンは何本くらい植栽される予定ですか、わかりましたら教えてください。</p>
議長	<p>(久保田係長)</p> <p>果樹対策支援事業につきましては担当が違いますので、私の方での植栽本数は把握しておりません。</p>
推進員	<p>(吉会長)</p> <p>他にありませんか。</p>
1番	<p>(日高委員)</p> <p>この事業を入れたことがあります、本数は計画で決められていて、何本植えないといけないという事で、ある程度密植の状態で植えないといけないという事もあり、本数は5年以上、確保しないといけなく、ちゃんとやっていると報告も農協に言わなければいけないので、適当にやるという事はないと思います。そんなに心配はいらないと思います。</p> <p>ただ農振地域でないところの事業はできないようになっています。</p>
1番	<p>(岸田委員)</p> <p>No.7の場所ですが、もともとは畑として耕作していました。</p> <p>トンネルが出来た時のバイパスで、畑自体も吸収されて、下がった土地でしたが、横に川もあり、川の氾濫も避ける意味で、道路を上げるためにトンネルを掘った土を入れた経緯があります。石も多く耕作をあきらめざるを得なかった経緯もあります。</p>

議長	(吉会長) ところで農振地域の見直しはどの程度まで進んでいますか。
農林水産課	(久保田係長) 現在コンサルを入れて基礎調査が終わった時点で、あくまで予定ですが今後農振除外の代表者会を行って、各地区の意見集約をして来年度、県との協議を予定しております。通常半年から1年かかります。 振興計画の変更の際は農業委員の皆さんは入ってもらうこととなります。それぞれの地区で開く予定です。
7番	(前山委員) No.6の土地は元々農振地域ではなかったわけですか。
農林水産課	(久保田係長) 農振地域ではございません。周りは農振地域になっているところもございます。農道を作るために同意を取っていますが、この土地については同意がなされずに農振地域に入らなかったという経緯がございます。
議長	(吉会長) 他にございませんか (「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (「全員」挙手) ご異議なしと認めます。 よって、議案第34号奄美農業振興地域整備計画の変更(編入・除外)については審議の結果、農業委員会の意見として、「承認とする」として回答することに決定いたしました。

事務局	<p>日程第 6</p> <p>議案第 3 5 号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>（用稲局長）</p> <p>（事務局の朗読及び説明）</p>
議長	<p>（吉会長）</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
3 番	<p>（肥後委員）</p> <p>解約の理由を教えてください。</p>
推進委員	<p>（日高委員）</p> <p>解約の理由として、申請人は今年の研修生卒業生で、お父さんと一緒に農業をしていましたが、お父さんが体調を崩してしまい面積をこなしていけなくなり、解約して一度整理して計画も見直していくという事です。</p> <p>借りた土地も、ちゃんと更地で返すと言っていました。</p>
1 番	<p>（岸田委員）</p> <p>申請人の父は今後農業はやれない状況で、申請人もどうしようもないという事で、農業は一生懸命にやっていますが、借りている面積をカバーしきれないという事で、畑を荒らしてしまうよりは、次の方にといい気持ちです。今後は現在借りている土地の近くに新たに土地を借りて、集約した形で営農をしたいという事からの解約です。ご理解をお願いいたします。</p>
議長	<p>（吉会長）</p> <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第35号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第7

議案第36号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第36号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第8

議案第37号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の

事務局	<p>決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第37号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。</p> <p>日程第9</p> <p>議案第38号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p>

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第38号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和 2年 6月 25日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳